

2018年4月11日  
逗子市

**平成30年逗子市議会第1回臨時会の招集について**  
平成30年4月13日開会予定の第1回臨時会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

- ・報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）（管財契約課）

平成29年9月28日議案第37号をもって工事請負契約の締結について議決を得た市営桜山住宅建築工事について、設計変更の必要性が生じたので、平成30年3月13日付けで専決処分したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するもの

- ・報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）（緑政課）

平成30年2月14日午前11時00分頃、逗子市新宿4丁目1670番6付近において披露山公園敷地内にある樹木の枝折れが発生し、落下した枝で付近に停車していた車両を破損させた事故に係る損害賠償について、平成30年3月23日付けで専決処分したため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

- ・報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）（緑政課）

平成30年1月27日午前9時15分頃、逗子市久木6丁目6番21号付近において現場作業車が走行中、左折する際に既設ブロック塀及びフェンスに接触し破損させた事故に係る損害賠償について、平成30年4月4日付けで専決処分したため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

2 議案

- ・議案第29号 専決処分の承認について（平成29年度逗子市一般会計補正予算（第6号））（財政課）

消防本部庁舎外壁等改修工事の追加工事に伴う市債の増額、人事異動に伴う職員給与費（共済費）の款項間の予算の組み替え、市営桜山住宅建築工事の追加工事に伴う工事費の増額に伴い、その予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

（補正額）

歳入歳出とも191万1,000円の増額（補正後の総額199億2,140万円）

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり

（歳出）

- ・職員給与費220万3,000円の減額（第2款）
- ・職員給与費220万3,000円の増額（第6款及び第7款）
- ・市営桜山住宅建設工事の追加工事に伴う工事費191万1,000円の増額

(歳入)

- ・消防本部庁舎外壁等改修工事の契約変更に伴う市債310万円の増額
- ・財源調整による繰越金118万9,000円の減額

(継続費)

- ・継続費の総額及び年割額の変更

(地方債)

- ・地方債限度額の変更

・ **議案第30号 専決処分の承認について（逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例）**（国保健康課）

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、一般被保険者に係る賦課総額の算定方法が変更となること等について改正する要あることから、逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めため提案するもの

・ **議案第31号 専決処分の承認について（逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）**（高齢介護課）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正等に伴い、改正する要あることから、逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めため提案するもの

・ **議案第32号 専決処分の承認について（逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）**（高齢介護課）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、改正する要あることから、逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めため提案するもの

・ **議案第33号 専決処分の承認について（逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）**（課税課）

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の公布に伴い、特定の償却資産等にかかる固定資産税の課税標準の特例措置の割合を規定すること、用途変更宅地等に対する平成30年度から平成32年度までの固定資産税及び都市計画税の税額算定について「みなし課税方式」を引き続き採用すること等について改正する要あることから、逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めため提案するもの

・ **議案第34号 専決処分の承認について（平成30年度逗子市一般会計補正予算（第1号）**（財政課）

市立逗子中学校敷地の借地料の増額に伴い、その予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めもの

(補正額)

歳入歳出とも202万8,000円の増額（補正後の総額182億2,902万8,000円）

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり

(歳出)

- ・市立逗子中学校敷地の借地料の増額に伴う使用料及び賃借料202万8,000円の増額

(歳入)

- ・財源調整による財政調整基金繰入金202万8,000円の計上

・議案第35号 平成30年度返子市一般会計補正予算(第2号)

(財政課)

(補正額)

款項間の予算の組み替え等による補正となり、総額182億2,902万8,000円は増減なし

歳入歳出予算の補正について主な内容は次のとおり

- ・教育部に予算措置した子育てサポーター講座に係る経費を福祉部の予算に組み替え

(歳出)

- ・障がい者の住みよいまちづくり推進事業78万2,000円の増額(福祉部)
- ・家庭教育推進事業20万7,000円の減額(教育部)
- ・調査・研究事業57万5,000円の減額(教育部)

(歳入)

- ・民生費雑入46万円の増額(福祉部)
- ・教育費雑入46万円の減額(教育部)

本件に関するお問い合わせ先  
電話046-873-1111 (代表)  
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課  
電話046-873-1111 (代表)